

平成29年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	99事業所
(2) 当年度総給水量	7,693 千m ³
(3) 一日平均給水量	21 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	70,079 千円
イ 久志浄水場施設整備事業	37,130
ロ 導水施設整備事業	32,949

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		694,816 千円
第1項 営 業 収 益		301,630
第2項 営 業 外 収 益		393,185
第3項 特 別 利 益		1
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		694,732 千円
第1項 営 業 費 用		677,222
第2項 営 業 外 費 用		17,009
第3項 特 別 損 失		1
第4項 予 備 費		500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,451千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,036千円及び減債積立金14,415千円で補てんするものとする。）。

収	入	
第1款 資 本 的 収 入		113,424 千円
第1項 国庫補助金		47,357
第2項 他会計補助金		16,092
第3項 投資償還金		49,975
支	出	
第1款 資 本 的 支 出		128,875 千円
第1項 建設改良費		81,154
第2項 企業債償還金		47,720
第3項 国庫補助金返還金		1

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
導水施設整備事業	平成30年度	3,857 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 37,272 千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、75,400千円である。

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志